

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の役員の数 (人)	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 梅田公共職業安定所空調機更新工事 大阪市北区梅田1-2-2 R6.1.11~R6.3.22	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.1.11	ユニックス株式会社 大阪市都島区毛馬町4-7-3	6120001071741	別紙1参照	1,839,200	1,760,000	95.7%	-	-	-	-	
2 岸和田労働基準監督署電気設備更新工事 岸和田市岸城町23-16 R6.1.11~R6.2.29	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.1.11	新堂電気工業株式会社 茨木市玉島2-3-2	8120901001093	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,152,700	2,090,000	97.1%	-	-	-	-	
3 OSAKAしごとフィールド大阪東ハローワークコーナー外1件電話設備工事 大阪市中央区北浜東3-14 外 R6.1.17~R6.3.25	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.1.17	東亜通信株式会社 大阪市西区西本町1-12-7	4120001067601	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	1,687,400	1,500,400	88.9%	-	-	-	-	
4 枚方公共職業安定所レイアウト変更に係る内装等工事 枚方市岡本町7-1 R6.1.18~R6.2.22	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.1.18	株式会社アズ 大阪市中央区粉川町1-2	8120001073612	別紙2参照	4,401,100	4,235,000	96.2%	-	-	-	-	
5 大阪港労働公共職業安定所寄場照明設備等改修工事 大阪市港区築港1-12-18 R6.1.19~R6.3.25	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.1.19	株式会社東和総合サービス 大阪市西区新町1-28-3	9120001085532	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,464,000	2,420,000	98.2%	-	-	-	-	
6 淀川公共職業安定所カーペット張替工事 大阪市淀川区十三本町3-4-11 R6.1.23~R6.3.22	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.1.23	株式会社アキラ 大阪市阿倍野区昭和町2-13-2	4120001004661	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,263,800	1,936,000	85.5%	-	-	-	-	
7 岸和田公共職業安定所自動扉改修工事 岸和田市作才町1264 R6.1.25~R6.3.25	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.1.25	寺岡オート・ドアシステム株式会社 大阪支店 大阪市北区中津町4-3-9	3010701006399	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	2,312,200	1,730,300	74.8%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	梅田公共職業安定所空調機更新工事
随意契約によることとした理由	本工事にあたり建物の所有者である有限会社寺本不動産に確認したところ、ユニックス株式会社を施工業者として指定されたことから、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記の理由により競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	枚方公共職業安定所レイアウト変更に係る内装等工事
随意契約によることとした理由	本工事にあたり建物の所有者である枚方パートナーシップス株式会社に確認したところ、株式会社アズを施工業者として指定されたことから、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記の理由により競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	